

令和6年度及び7年度在外教育施設派遣教師の推薦及び選考手続について

【教育委員会等担当者用】

I 派遣教師について

1. 派遣教師の身分・派遣期間

在外教育施設に派遣される公立学校の教師は、教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張扱いとなり、文部科学大臣から在外教育施設における教育に従事することを委嘱されます。国立大学附属学校から派遣される教師は、東京学芸大学に在籍出向の上、海外出張を命じ、その間公立学校の教師と同様に在外教育施設における教育の実施を委嘱するという形をとっているほか、東京学芸大学から同大学先端教育人材育成推進機構の共同研究員を命ぜられています。私立学校の教師についても、出張という身分取扱を受けた教師について、公立学校の教師と同様に在外教育施設における教育の実施を委嘱しています。

派遣期間は原則2年です。(本人が派遣期間の延長を希望する場合には、評価に加えて派遣元教育委員会等の了承等に応じ、2年を限度として1年ごとの延長が可能です。)

2. 派遣教師に係る経費

(1) 在外教育施設派遣教員委託費の交付

文部科学省は、公立学校及び私立学校の教師に係る派遣教師経費について、給与支給額のうち対象経費を在外教育施設派遣教員委託費交付要綱(平成15年4月1日文部科学大臣決定)(以下「委託費交付要綱」という。)に基づき、都道府県・指定都市に交付します。

(2) 派遣教師に対する在勤手当及び旅費の支給

文部科学省は、在外教育施設教員派遣規則(昭和56年文部省訓令第27号)(以下「派遣規則」という。)に基づき、派遣教師に在勤手当及び旅費を支給します。(在勤基本手当支給額(月額)、住居手当に係る限度額(月額)は不定期に改定されます。)

II 派遣教師の推薦について

1. 推薦人数の拡充について

令和6年度及び7年度在外教育施設派遣教師の推薦人数について、令和6年度派遣教師候補者(いわゆる「即派遣者」)は、令和5年度末をもって帰国が見込まれる派遣教師と同数以上を、また、令和7年度派遣教師候補登録者(いわゆる「登録者」)は令和5年度派遣教師候補登録者数と同数以上を基本としますが、その数にとらわれず可能な限り多くの教師の推薦に御協力をお願いします。

2. 特色ある配置について

(1) 姉妹都市等優先推薦枠について

各都道府県・指定都市において、特定の国や地域(「姉妹都市協定の締結、またはそれに準ずる積極的な交流を図っている国や地域」「日本語指導が必要な児童生徒が使用して

いる言語を使う国や地域」)に所在する在外教育施設に優先的に派遣を希望する教師を推薦願います。希望する場合は、以下留意点を確認の上、「姉妹都市等派遣希望調書」を提出してください(提出書類についてはⅢを参照してください)。

[姉妹都市等優先推薦枠の留意点]

- ① 派遣職種は原則として教諭を対象とします。
- ② 小学校教諭普通免許状、又は小学校及び中学校教諭普通免許状を有し、帰国後も国際交流や国際理解教育の中心となることが期待される者としてください。
- ③ 派遣対象となる在外教育施設は日本人学校のみです。(補習授業校は含みません。)
- ④ 複数の都道府県又は指定都市と姉妹都市協定を締結している場合や在外教育施設が希望する免許状の種類等の関係から、必ずしも希望通りの在外教育施設に派遣されるとは限りません。
- ⑤ 希望する国や地域に所在する在外教育施設に派遣された場合は、当該派遣教師に担わせる役割や帰国後に期待する効果等について、当該派遣教師に対し具体的にお示し願います。

(2) 教師の英語力強化優先推薦枠について

各都道府県・指定都市において、小学校又は中学校教師の英語力強化を目的として、主に英語を公用語とする国に所在する在外教育施設に優先的に派遣を希望する教師を推薦願います。希望する場合は、以下留意点を確認の上、「教師の英語力強化希望調書」を提出してください(提出書類についてはⅢを参照してください)。

[教師の英語力強化優先推薦枠の留意点]

- ① 小学校教師又は中学校教師、派遣職種は原則として教諭を対象とします。
- ② 帰国後、在外教育施設での経験を生かしたグローバル教師として活躍が期待される者としてください。
- ③ 小学校教師の場合は、小学校教諭普通免許状を有し、かつ中学校教諭普通免許状(外国語(英語))を所有している者又は以下のいずれかを満たすなど一定程度の英語力を有する者としてください。
 - ア CEFR B2 レベル相当以上の英語力を有する者
 - イ 2年以上の外国語指導助手(ALT)の経験者
 - ウ 外国の大学、青年海外協力隊又は在外教育施設等で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
- ④ 中学校教師の場合は、中学校教諭普通免許状(外国語(英語))を有し、上記ア～ウのいずれかを満たすなど一定程度の英語力を有する者としてください。また、加えて小学校教諭普通免許状を所有している場合、当該枠において更に優先的な配置を検討します。
- ⑤ 派遣対象となる在外教育施設は日本人学校のみです。近隣の補習授業校における週1日程度の業務をはじめ、派遣先日本人学校のグローバルクラスや英語の授業の担当、現地校及びインターナショナル校との交流等、外国語教育と積極的に関わる業務をしていただきます。
- ⑥ 必ずしも希望通りの在外教育施設に派遣されるとは限りません。

(3) 夫婦派遣枠について

近隣に在外教育施設がある学校又は大規模校について、当該在外教育施設の意向を踏まえ、近隣の在外教育施設がある学校についてはそれぞれの学校へ、大規模校については当該校へ派遣教師としての資格を持つ夫婦を同時に派遣する「夫婦派遣枠」を設けました。原則として任期は同一とすることを想定しています。夫婦派遣枠で推薦する場合は、以下留意点を確認の上、「夫婦派遣枠希望調書」を提出してください（提出書類についてはⅢを参照してください）。なお、現時点において夫婦派遣枠の対象となる在外教育施設については調整中です。

[夫婦派遣枠の留意点]

- ① 夫婦それぞれの派遣職種は教諭を原則とします。
- ② 夫婦それぞれが派遣教師として委嘱を受けることとなるため、在勤基本手当は各々に支給されることとなります。なお、住居手当、子女教育手当、旅費の一部等については夫婦のうちどちらか一方のみの支給となり、配偶者手当の支給はありません。
- ③ 夫婦それぞれが派遣教師として委嘱を受けることとなるため、公立学校及び私立学校の教師に係る派遣教師経費について、夫婦それぞれの給与支給額のうち対象経費を委託費交付要綱に基づき、都道府県・指定都市に交付します。
- ④ 文部科学省が行う選考に基づき、夫婦派遣枠での派遣が難しい場合は関係都道府県教育委員会等に相談します。

Ⅲ 選考手続について

1. 提出データ及び提出方法

提出上の留意点を確認の上、以下について電子メールにて文部科学省総合教育政策局国際教育課在外教育施設教職員派遣係 (hakenkyoshi@mext.go.jp) まで提出してください。（【 】内は電子メールにて提出する際のファイル形式です。）

- (1) 在外教育施設派遣教師選考調査票【Excel】
- (2) 人事記録カード【PDF】（学歴、経歴及び俸給表等の決定の分かる詳細なもの）
※原本証明は不要です。
- (3) 在外教育施設派遣教師選考調査票データ【Excel】
- (4) 姉妹都市等派遣希望調書（希望する場合のみ）【Excel】
- (5) 教師の英語力強化希望調書（希望する場合のみ）【Excel】
- (6) 夫婦派遣枠希望調書（希望する場合のみ）【Excel】
- (7) 在外教育施設派遣教師推薦書（学校長等が入力）【Excel】

[提出上の留意点]

- ・ 姉妹都市等派遣優先推薦枠、教師の英語力強化優先推薦枠、夫婦派遣枠への希望がない場合は、(4)(5)(6)について該当する様式（シート）を削除してください。
- ・ (7)について、各都道府県教育委員会のみで選考を行う場合、市町村教育長（指定都市教育長を除く。）、所属学校長（指定都市立学校長を除く。）におかれては、市町村教育委員会には提出せず、直接、各都道府県教育委員会の担当者に提出してください。

- ・ 私立学校については、各都道府県私立学校主管課で取りまとめの上、提出してください。
- ・ 各都道府県・指定都市教育委員会、各国立大学法人、各都道府県私立学校主管課の御担当者におかれては、(1)～(3)・(7) (希望がある場合は(4)～(6)を含む)を一式として同一の電子メールで提出してください。

※ 管理職と教諭は別送してください。

※ 電子メールの件名は「(各都道府県教育委員会等名)【管理職、教諭の別(推薦人数)】派遣教師の推薦について」としてください。

例：(北海道教育委員会)【管理職(3人)】派遣教師の推薦について

※ 電子メールは担当者個人のアドレスからではなく、グループアドレスから送付してください。

2. 提出期限

(1) 管理職：6月16日(金)17:00

(2) 教諭：7月3日(月)17:00

3. 文部科学省が行う選考

文部科学省では、在外教育施設派遣教員選考実施要項(昭和59年7月17日文部省教育助成局長裁定)(以下「実施要項」という。)に基づき、所属機関の長から推薦された者について、別途後日通知するのとおり、令和5年7月から8月にかけて面接等による選考を行う予定です。

なお、面接についてはオンラインにて実施する予定です。

4. 派遣教師候補者及び派遣教師候補登録者等の決定

文部科学省は実施要項に基づき、令和6年度派遣教師候補者及び令和7年度派遣教師登録者等を決定します。

5. 推薦に当たっての留意事項(所属機関担当者に留意いただきたいこと)

派遣教師として適当と認めるものの選考及び推薦に当たっては、実施要項に基づき、以下の点について十分留意願います。

(1) 派遣教師の所有免許状、経験等について

- ① 在外教育施設は小学部と中学部が併設されており、教師は必要に応じて小学部と中学部を兼ねて担当する可能性があることから、小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状の両方を有する者が望ましいこと。
- ② 現に義務教育諸学校以外に勤務する者を推薦する場合は、推薦以降、選考や内定の有無にかかわらず、域内の義務教育諸学校の授業見学や教員研修等を積極的に受けさせたり、交流人事を行ったりするなど、在外教育施設に派遣された際に業務が円滑に行えるよう事前に努めること。また、当該教師の帰国後は、派遣経験が生かせるよう人事上の配慮を願いたいこと。
- ③ 在外教育施設においては、中学部に在籍する生徒数に対して小学部に在籍する児童数が圧倒的に多いことが一般的であることから、教諭の推薦については小学校教師数が

中学校教師数を上回るよう配慮願いたいこと。

- ④ 被推薦者が有する中学校教諭普通免許状の教科のバランスに配慮願いたいこと。（近年は、社会、外国語（英語）、保健体育の免許状所有者数が必要数に比して多い一方、国語、数学、理科の免許状所有者数が足りない傾向が見られる。）
- ⑤ 多くの在外教育施設において、派遣教師は国内での経験年数にかかわらず、教師経験の少ない学校採用教師の指導を行ったり、中心となって学校行事の企画運営を行ったりするなど、在外教育施設の中核的な役割を担うことから、推薦する教諭については、教科指導だけでなく学級経営や様々な校務分掌等の経験を有する者が望ましいこと。
- ⑥ 在外教育施設に対する教師派遣の意義や「在外教育施設未来戦略2030」「トビタテ！教師プロジェクト」の趣旨等を理解し、さらに、貴管下の教師の育成の観点を踏まえ、派遣期間中だけでなく帰国後も各地域の義務教育諸学校の児童生徒や教師の国際化に貢献し、グローバル教師としての役割を果たす意欲のある者が望ましいこと。
- ⑦ 管理職、特に教頭として派遣される者の推薦についても、積極的に推薦いただきたいこと。

（２）派遣教師の配偶者及び同伴家族について

- ① 派遣教師が意欲的に職務に専念するためには、派遣教師に対する配偶者の理解と支援が必要不可欠であることから、推薦のための選考に当たっては、配偶者が当該教師の派遣に同意しているかについて、また、配偶者が派遣に同意し同伴を希望している場合は配偶者の自覚や見識等についても十分考慮願いたいこと。（管下の選考段階において、可能な限り配偶者の見識等を確認することが望ましいこと。）
- ② 夫婦ともに教師で、そのいずれか一方が派遣教師として、他方が同伴家族として渡航する場合は、地方公務員法の改正に伴う配偶者同行休業制度の創設の趣旨を鑑み、帰国後に配偶者が公職に復帰する道を開くなど、その処遇について十分に配慮願いたいこと。
- ③ 夫婦ともに教師で、両者とも派遣教師を希望している場合は、夫婦派遣枠での推薦を検討いただきたいこと。
- ④ 既婚者にあつて配偶者を同伴せず、かつその間に子がいる場合、派遣期間中のその子の養育について十分な検討がなされていることを確認の上、推薦すること。なお、配偶者を同伴せずに未就学児や小学校低学年の子、特別の支援が必要な子を伴って派遣を希望している場合、治安や福祉制度等で厳しい国が多いことを踏まえ、管下の選考の段階で同伴の目的や生活上の具体的な覚悟等を確認することが望ましいこと。
- ⑤ 夫婦ともに教師で、両者とも派遣教師を希望している場合かつ未就学児や小学校低学年の子、特別の支援が必要な子を伴って派遣を希望している場合、管下の選考の段階で生活上の具体的な覚悟等を確認することが望ましいこと。
- ⑥ 国庫補助の対象となる同伴家族の範囲は、配偶者、18歳に達する日以後の最初3月31日までの間にある子で主として派遣教師の収入によって生計を維持している者、及び心身に障害のある子で他に生計の途がない者として文部科学大臣が認めた者であること。（上記以外の者について、派遣教師本人の責任のもと帯同することには関知しな

い。)

- ⑦ 配偶者が外国籍である場合、当該国への派遣等が優先事項とはならないことを家庭内で十分に理解しておくこと。また、同伴する配偶者が外国籍である場合、当該配偶者は一般旅券で渡航することとなること。
- ⑧ 公用旅券は国の用務のために外国に渡航する者が、その用務を能率的に遂行出来るよう発給されているものであり、同伴家族についても国の用務により派遣される教師に同伴し任地に赴くという観点から公用旅券を発給しているものである。上記の公用旅券の意義を踏まえ、配偶者には就労が認められていないこと。また、同伴家族が一時帰国する際の規則等については、派遣教師に準じることへの理解を得ること。

(3) 派遣教師の健康面について

- ① 各都道府県教育委員会等においては、教師の定期健康診断の結果等を踏まえ、選考の際には当該教師及び家族の心身の健康面について十分に確認願いたいこと。(近年、選考調査票に既往症の記載がないにもかかわらず、派遣直前や派遣後に心身の持病や既往症を訴え、現地での体制に支障をきたすケースが少なからず発生している。また、病名や障害の有無によっては査証が許可されない国があったり、特別支援学級のない在外教育施設が多かったりと、派遣に当たっては様々な考慮が必要となるため、同伴家族も含めて選考調査票(「健康状態」「既往症」「健康状態・既往症・ケアを要する事柄(特別支援等)」等)に遺漏なく入力されているか確認願いたいこと。)
- ② 派遣教師が体調不良等により派遣期間を短縮して帰国することとなる場合、後任の補充を所属機関に依頼することとなるので、その点を踏まえて資質、心身の健康状態等を十分に確認すること。

※ 教師の派遣期間中、派遣元教育委員会や原籍校長等と派遣教師との間で定期連絡等を行う中で、当該在外教育施設での勤務において課題が生じていることが判明した場合、文部科学省が実施する在外教育施設スクールカウンセリングを各都道府県教育委員会等から文部科学省に依頼することもできます。当該カウンセリングの利用に係る相談は、文部科学省総合教育政策局国際教育課企画調査係(zaigai@mext.go.jp) 及び在外教育施設教職員派遣係(zaigai-haken@mext.go.jp) まで連絡してください。文部科学省が指定するカウンセラーによるカウンセリングの実施を検討します。

- ③ 被推薦者については、令和5年10月10日(火)以降に健康診断を受診の上、健康診断書を11月13日(月)までに、文部科学省総合教育政策局国際教育課在外教育施設教職員派遣係まで提出が必要なこと。(本件については令和5年9月頃、別途依頼させていただきます。)

(4) その他

- ① 被推薦者の年齢については、任期を満了する年度に満60歳までの者とする。
- ② 現職派遣教師の在勤手当については、外務公務員の支給水準(外務省法令基準)を参考に、各派遣教師の派遣先、派遣職種、教職経験年数等に基づき決定されること。

(外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により変動することがある。)

- ③ 国立大学法人から派遣される教師は、国立大学法人東京学芸大学附属学校に採用の上、同大学先端教育人材育成推進機構共同研究員として在外教育施設に派遣されることとなるため、あらかじめ同大学と調整の上、推薦すること。
- ④ 派遣先によっては、在外教育施設派遣教師の在勤手当に対して所得税等が課税される場合があること。現在、文部科学省では、在外教育施設に勤務する派遣教師が所得税を課せられた場合、規定で定める範囲に限り当該派遣教師に対して所得税の額に相当する額を支給しているが、課税対象が規定の範囲を超える場合や各国における各種税金制度の見直しにより派遣教師の在勤手当が課税対象となった場合等、状況によっては本人の希望や評価等にかかわらず、派遣期間を延長できない場合があること。
- ⑤ 現地での口座開設に時間を要するため、当該現地口座への在勤手当の振込は5月以降となること。(5月の振込の場合は、4月分及び5月分の在勤手当を振り込むこととなる。) 派遣先によっては、現地での口座開設にかなりの時間を要する場合があります、当該現地口座への在勤手当の振込が7月以降となる場合もあること。
- ⑥ 米国に所在する在外教育施設に派遣される場合、査証の関係上、本人の希望かつ評価や派遣元教育委員会等の了承等に応じた派遣期間の延長は、1年が限度であること。

※ 選考受験者には「別添2」及び「参考資料6」のみを提供し、「別添1」は各都道府県教育委員会等の選考担当側の資料としてください。

[参考資料]

- (1) 在外教育施設に派遣された教師に係る派遣交換に関する調査・分析の請負報告書概要版
- (2) 在外教育施設教員派遣規則
(昭和56年4月20日文部省訓令第27号、最近改正令和4年3月31日)
- (3) 在外教育施設派遣教員選考実施要項
(昭和59年7月17日文部省教育助成局長裁定、最近改正令和3年3月24日)
- (4) 在外教育施設派遣教員委託費交付要綱
(平成15年4月1日文部科学大臣決定、最近改正令和3年3月24日)
- (5) トビタテ！教師プロジェクト
- (6) 派遣ポスター
- (7) 在外教育施設未来戦略2030(概要)